

鹿沼市財務規則第 1 2 6 条の 4

普通財産の無償貸付又は減額貸付に関する運用基準

民間提案制度は、公共施設を民間のノウハウや資金、実績等を活用して「維持管理費の抑制」、「地域活性化への貢献」、「安心安全な施設の維持保全」を目的に行うものであり、常時全ての公共施設について提案を募集している。

公共施設等民間提案制度を活用した公共施設の利活用に際し、賃貸借料については、『行政財産使用料』に基づき算出するものとするが、提案事業者からの要望があった場合には、以下の条項に基づき賃貸借料の全額、または一部を減額するものとする。

【減額とする理由】

- ①耐震工事等の施設の構造躯体に対し、市にとって有益な工事を行う場合
- ②地域の集会所等の公共性の高い機能を備える場合
- ③地元雇用の促進等、地域への貢献が見込める事業である場合
- ④貸出し期間中の継続的・安定的な事業運営及び施設運用のために、有益と認められる場合
- ⑤その他、市長が認める場合

【減額とする金額】

- ①事業者の提案書において要望のあった金額
- ②施設の改修のうち、市に帰属すると思われる工事等に要する金額
- ③貸出し期間中の賃貸借料の全額
- ④その他、市長が必要と認める金額

【減額とする期間】

- ①事業者の提案書において要望のあった期間
- ②事業者の収支計算書において記載された初期投資から黒字化までの期間
- ③契約書に定めた貸出し期間
- ④その他、市長が必要と認める期間

※参照 鹿沼市財務規則第 1 2 6 条の 4 普通財産の無償貸付又は減額貸付

（普通財産の無償貸付又は減額貸付）

第 126 条の 4

鹿沼市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年鹿沼市条例第 8 号）第 4 条第 3 号に規定する規則で定めるときは、市の公募又は依頼に応じて公共施設等の活用に関する提案を行った法人その他の団体であって、その利用計画が地域の活性化、市民サービスの向上又は財政負担の軽減に資するものと認められるものに貸し付けるときとする。